公益社団法人福岡県美術協会定款細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益社団法人福岡県美術協会定款の施行にあたり必要な事項を定めるものとする。

(入会金及び会費)

第2条 正会員及び賛助会員の入会金及び会費は、次のとおりとする。

	正会員	賛助会員(個人)	賛助会員(団体)
入会金	20,000 円	免 除	免除
会費(年額)	18,000 円	10,000 円以上	30,000 円以上

(理事及び監事の報酬等の額)

第3条 定款第26条に規定する理事及び監事(会員外理事・監事を除く)の報酬は、無償とする。

附 則(平成30年度改正)

1 この定款細則は、平成30年9月22日から施行する。但し、第3条第1項正会員会費 については、平成31年4月1日施行とする。

附 則(令和4年度改正)

- 1 この定款細則は、令和4年6月19日から施行する。
- 2 この定款細則の施行に伴い、旧定款細則は廃止する。